第１０回トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会

次　　第

令和２年１２月
書　面　協　議

１．開　　会

２．議　　題
（１）委員の変更について
（２）最近のトラック運送事業にかかる取組みについて
（３）石川県地方協議会の取組みについて

３．閉　　会

〇配付資料
資料１　トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会　委員名簿
資料２　最近のトラック運送事業にかかる取組みについて
資料３　石川県地方協議会の取組みについて

（参考資料）
・令和２年度の「トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」の実施事項について（令和２年８月７日厚生労働省、国土交通省通達）
・「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けた説明会」資料

ご　説　明　資　料

１．委員の変更について

（関係資料　資料１）

（１）異動に伴う委員の変更

新　野津真生　国土交通省北陸信越運輸局長

旧　板崎龍介　国土交通省北陸信越運輸局長

（２）オブザーバーの変更（報告）

新　玉木幸浩　北陸農政局経営・事業支援部食品企業課課長補佐

旧　神藤　孝　北陸農政局経営・事業支援部食品企業課課長補佐

２．令和２年度の「トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」の実施事項について（令和２年８月７日厚生労働省、国土交通省通達）に基づく石川県地方協議会の取組みについて

（関係資料　資料２、資料３）

（１）トラック運送事業者に対する労働時間等説明会について

「荷主とトラック事業者に協力による取引環境と労働時間改善に向けた説明会」を実施して、令和６年度から時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえた、労働時間に関する法制度等の認識を深めてもらうとともに周知を図った。

（２）周知事項について

①新型コロナウイルス関連

機会あるごとに、トラックドライバーや事業に携わる方々に対し感謝の意を伝えるとともに、業界別の「新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」に基づく取組みについて協力を依頼した。

②標準的な運賃

■「荷主とトラック事業者に協力による取引環境と労働時間改善に向けた説明会」を実施して、標準的な運賃の趣旨と制度の概要について説明を行い、荷主の理解を得ていく必要性のほか、届出について促した。

■周知については、テレビＣＭを放映して、広く一般市民に対して現状を伝えたほか、リーフレットを作成してトラック事業者のほか荷主団体を通じて荷主企業にも配付、広報を依頼して理解と協力を求めた。

■適正取引の推進、長時間労働の是正に向けた要請行動を実施して、労働力確保の課題や物流機能の維持にかかる理解と協力を求めた。

③「加工食品」、「建設資材」、「紙・パルプ」物流ガイドライン
概要資料を作成して、荷主企業及びトラック事業者に対し周知を行った。

④トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト
リーフレット等により荷主企業及びトラック事業者に対し周知を行った。

資料１

トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会

（新）委　員　名　簿

（敬称略）

近　藤　修　司	株式会社四画面思考研究所代表取締役
普　赤　清　幸	石川県商工会議所連合会専務理事
橋　本　政　人	一般社団法人石川県経営者協会専務理事
中　村　　　明	石川県中小企業団体中央会専務理事
吉　田　幸　浩	全国農業協同組合連合会石川県本部管理部長
永　井　宏　行	カナカン株式会社物流システム部課長
松　任　宏　幸	津田駒工業株式会社常務取締役総務部長
杉　浦　直　人	石川県交通運輸産業労働組合協議会議長
久　安　常　信	一般社団法人石川県トラック協会長
山　田　秀　一	北陸貨物運輸株式会社代表取締役
小 前 田　　彰	小前田運輸株式会社取締役会長
中　田　　　徹	日本通運株式会社金沢支店支店長
武　隈　義　一	厚生労働省石川労働局長
野　津　真　生	国土交通省北陸信越運輸局長

（オブザーバー）

玉　木　幸　浩	北陸農政局経営･事業支援部食品企業課課長補佐

トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会
（旧）委　員　名　簿

（敬称略）

近　藤　修　司	株式会社四画面思考研究所代表取締役
普　赤　清　幸	石川県商工会議所連合会専務理事
橋　本　政　人	一般社団法人石川県経営者協会専務理事
中　村　　　明	石川県中小企業団体中央会専務理事
吉　田　幸　浩	全国農業協同組合連合会石川県本部管理部長
永　井　宏　行	カナカン株式会社物流システム部課長
松　任　宏　幸	津田駒工業株式会社常務取締役総務部長
杉　浦　直　人	石川県交通運輸産業労働組合協議会議長
久　安　常　信	一般社団法人石川県トラック協会長
山　田　秀　一	北陸貨物運輸株式会社代表取締役
小 前 田　　彰	小前田運輸株式会社取締役会長
中　田　　　徹	日本通運株式会社金沢支店支店長
武　隈　義　一	厚生労働省石川労働局長
板　崎　龍　介	国土交通省北陸信越運輸局長

（オブザーバー）

神　藤　　　孝	北陸農政局経営･事業支援部食品企業課課長補佐

資料2

最近のトラック運送事業に関する取組みについて

～第12回トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会資料～

国土交通省
北陸信越運輸局 **石川運輸支局**

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

標準的な運賃について（告示：令和2年4月24日）

標準的な運賃は、**ドライバーの労働条件（賃金・労働時間等）を改善し、持続的に事業を運営**するための**参考となる指標**

基本的な策定方針

- **運賃表の基本** ⇒ 貸切運送を前提に(1)距離制、(2)時間制の運賃表を設定
- **車種等の違い** ⇒ 車格別(2t, 4t, 10t, 20t)にドライバン型のトラックを基準として算出
- **地域差** ⇒ 地方運輸局ブロック単位で運賃表を策定
- **運賃と料金の考え方** ⇒ 高速道路料金やフェリー料金等については運賃と別に収受

適正な原価・利潤の確保

- **元請け・下請けの関係** ⇒ 元請事業者の庸車費用等は考慮せず、**実運送にかかる原価**等を基準に算出
- **車両費** ⇒ 環境性能や安全基準の向上を踏まえた**車両への設備投資等ができるよう償却年数は5年**で設定
- **人件費** ⇒ドライバーの労働条件改善のため、**全産業平均の時間当たりの単価**を基準
- **帰り荷の取扱い** ⇒ **帰り荷がないことを前提に実車率50%**の前提で算出。
- **利潤** ⇒ 事業の持続的な経営のために必要な利潤を確保する観点から、**自己資本に対する適正な利潤額**を設定

⇒ 今後は、**標準的な運賃を実勢運賃に反映**させていくことが重要

標準的な運賃の浸透に向けて

○「標準的な運賃」は令和2年4月24日に告示

○ 今後は**標準的な運賃が実勢運賃に反映**されるよう、**普及セミナー等を通じて事業者・荷主に浸透**を図る

標準的な運賃の活用促進に向けた解説書（一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の届出に向けて）

標準的な運賃の浸透に向けては、**荷主との実際の交渉に活用**してもらうための**トラック事業者への理解促進**がまずは重要

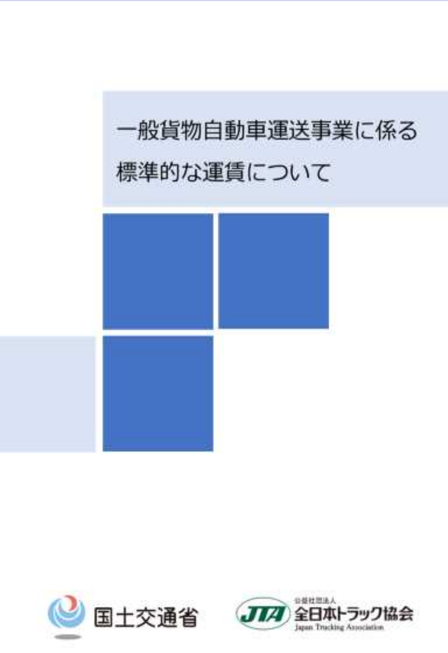

○ トラック事業者向けに、**標準的な運賃の主旨・目的から、実際の活用にあたって必要な諸手続までわかりやすくまとめた**解説書を（公社）全日本トラック協会と共同で作成

○ 本解説書を使用した事業者向け説明会を**全国で実施**
（8月～）

【解説書の主な内容】

◆標準的な運賃の主旨・目的
◆標準的な運賃の概要
◆標準的な運賃の活用に係る諸手続
◆運賃料金適用方の解説
◆標準的な運賃に関するQ＆A

今後は、**荷主向けリーフレットの作成・セミナーの開催等**を通じて**荷主へ周知徹底を図る。**

1．ガイドライン策定の経緯

- トラック運送業においては、ドライバー不足が大きな課題となっており、トラック運送事業者、発着荷主等の関係者が連携して、取引慣行上の課題も含めてサプライチェーン全体で解決を図っていくことが必要。
- 一方、個々の輸送品目ごとに抱える課題や特性に違いがあるところであり、輸送品目別に検討を行うことが効果的。
- このため、荷待ち件数が特に多い加工食品、建設資材、紙・パルプの各分野の物流について、課題の抽出を図るとともに、トラック運送事業者及び発着荷主が参画して長時間労働の改善を図るため懇談会を設置。懇談会の検討の成果としてガイドラインを策定。

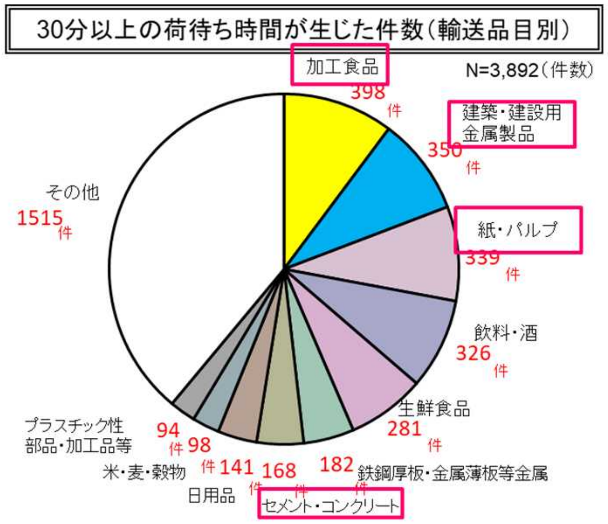

2．ガイドラインの構成

【まえがき】
- ガイドライン策定の経緯とトラック運送事業の現状
  （１）今後のトラック運送事業の見通し、（２）トラック運送事業を取り巻く制度面の変遷、（３）トラック運送事業の健全な発展に向けて

【本編】
- 輸送品目別物流における現状・課題、解決の方向性の整理
- 取引環境と長時間労働の改善に向けた具体的な取組み事例等

【あとがき】
- 輸送品目別物流における今後の取組みの方向性
- おわりに（サプライチェーン関係者へのメッセージ）

加工食品物流編

建設資材物流編

紙・パルプ(洋紙・板紙分野)物流編

紙・パルプ(家庭紙分野)物流編

各ガイドラインの概要

国土交通省

品目	主な課題	解決方策	今後の取組の方向性
加工食品	• 「1／3ルール」、年月日表示の賞味期限等業界特有の慣習が存在 • 多種多様な製品サイズが存在 ⇒**複雑かつ長時間にわたる検品作業** ⇒**長時間にわたる荷役作業**	• 賞味期限の年月表示化等による検品作業の効率化 • QRコード等の活用による伝票情報の電子化 • パレットサイズや外装サイズの統一、外装表示の標準化	• 事前出荷情報の提供と伝票情報の電子化の組み合わせ等による検品レスの実現 • 物流標準化アクションプランに沿った標準化の取組の推進
建設資材	• 天候や道路事情等により計画どおりに搬出入が進まないことが日常的 ⇒**トラックの荷待ちへの関心が薄い** • 多種多様な製品を邸別に仕分け ⇒**複雑かつ長時間にわたる検品作業**	• 工事現場における事前の段取りをデジタル化したうえで「見える化」&「精緻化」し、関係者の円滑な情報共有を推進 • 運送と荷役の分離の推進 • 複数のユーザーが一貫して活用できる標準コードを導入し、入出荷検品を目視から電子化	• 元請業者による物流へのマネジメントの強化 • 伝票情報や物流情報を現場が容易にアクセスできる環境整備を促進
紙・パルプ（洋紙・板紙）	• 製品での差別化ができず、不十分なリードタイムや少量多頻度納品、附帯作業等の差別化による受注競争の商習慣が定着 ⇒**低積載率での運行** ⇒**附帯作業の実施による長時間労働**	• 発着荷主を含めた関係者間で十分な協議を行い、リードタイムや少量多頻度納品の緩和、平準化、附帯作業の軽減等の対策を実施 • 発注者の製造計画等を関係者で共有化・見える化する取り組みを推進	• サプライチェーンにおける物流コストの適正な負担 • 共同保管・共同輸送の実現に向けた取組みの推進 • 荷役の機械化を推進
紙・パルプ（家庭紙）	• 製品単価が安価であるため、パレット化のための投資が進まない ⇒**手荷役による長時間労働** • 製品が安価かつ嵩張るため、小売りの物流センターでは取り扱われず、かつ、小売店舗での保管も困難 ⇒**家庭紙のみを少量多頻度で毎日納品**	• 発着荷主の連携によるパレット化 • 物流負荷を軽減させるコンパクト製品の切替	• サプライチェーンにおける物流コストの適正な負担 • 「手積み手卸しの解消」を共通認識に、パレット化の早急な促進 • 消費者へ製品メリットの積極的な周知を行うなど、コンパクト製品の普及促進

中継輸送の普及促進について

国土交通省

「中継輸送とは」

長距離運行を複数のドライバーで分担する輸送形態 ⇒ **労務負担の軽減や人手不足の緩和**に資する

【中継輸送イメージ（日帰り運行の実現例）】

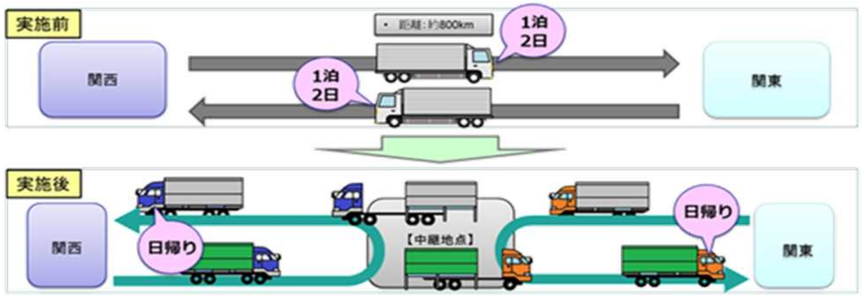

【中継輸送の実施に当たって（実施の手引き）】

平成２９年３月に、中継輸送の実施に当たって検討すべき事項や必要となる資料等について、分かりやすく解説した**手引書を作成**

<手引書の項目>

・中継輸送の実施ルール、枠組み、運用の詳細、協定書の項目例　等

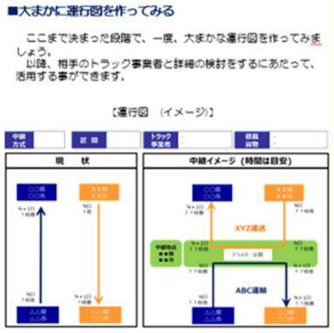

中継輸送取組事例集について（令和２年１月29日公表）

【事例集の掲載ＨＰ】

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000103.html

・手引きの策定後、様々な事業者で中継輸送の取組が進展

・各事業者の中継輸送の取組内容や成功の秘訣等を取りまとめ、他の事業者が中継輸送を始める際の参考となる「実行モデル」となるよう、「中継輸送の取組事例集」を公表

<主な内容>

・中継輸送の実施方式の説明（①トレーラー・トラクター方式、②貨物積み替え方式、③ドライバー交替方式）

・中継輸送の実施方式（上記①～③）、実施方法（「自社単独」、「複数事業者連携」）に分けて整理

・事例ごとの取組内容や中継輸送成功の秘訣を記載

【構成イメージ】

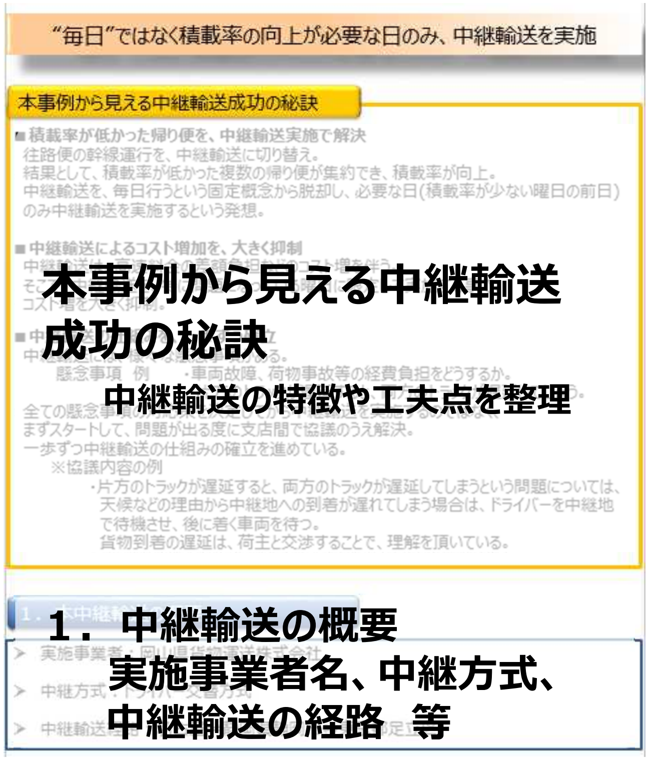

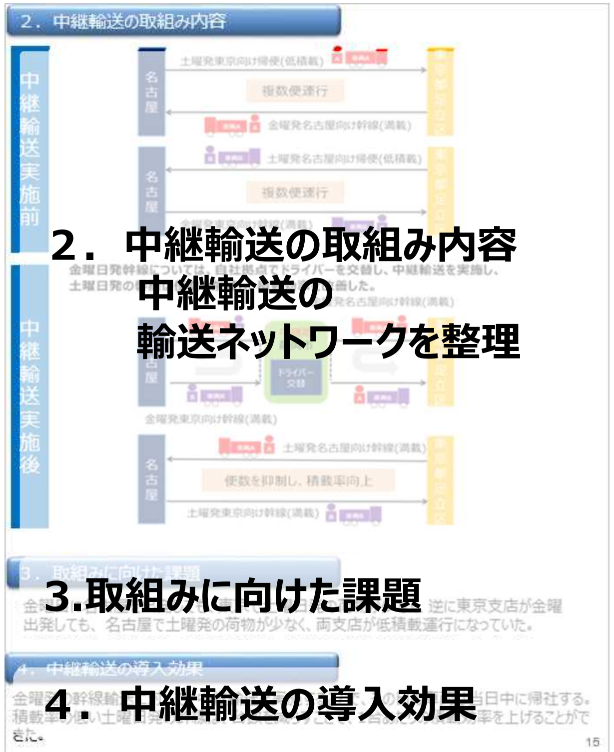

「ホワイト物流」推進運動に関する主な取組状況

国土交通省

ポータルサイトの開設（平成３１年４月～）

- 「ホワイト物流」推進運動の解説・周知
- 自主行動宣言の受付、賛同企業の公表
- 動画の掲載等、内容を充実

講演会・セミナー（平成３１年４月～）

アジア・シームレス物流フォーラム2019東京
パネルディスカッション
「ホワイト物流」

- 全都道府県での説明会、日本商工会議所等の団体での説明会・講演会等を実施
- 事業者の取組事例等を紹介するセミナーを開催

政府広報（随時）

「徳光＆木佐の知りたいニッポン！」
（BS・TBS）
６月２日・９日
放送

- 「ホワイト物流」推進運動の解説・周知

自主行動宣言

- 平成31年3月末、令和2年3月末、上場会社等（約6，300社）に参加要請文を送付

- <u>1，047社が自主行動宣言を提出</u>

<u>（令和2年8月末日現在）</u>

トラック運送事業の取引環境適正化に向けたセミナーの開催

国土交通省

- 昨年１０月から１２月にかけて全国１０カ所（札幌、仙台、東京、新潟、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、那覇） で、トラック運送事業の取引環境適正化に向け、荷主やトラック運送事業者が物流改善の取組を進めるためのノウハウなどを提供することを目的とした「「ホワイト物流」推進運動セミナー」を開催。全会場で約６００名が参加。
- 今年度は、１１月以降、オンライン形式（Webセミナー）にて実施する方向で調整中。

プログラム（昨年度）

- セミナー１　「ホワイト物流」推進運動の取組事例紹介
  - 「自主行動宣言」における推奨項目毎の具体的な取組事例の紹介
  - 「自主行動宣言」提出企業による取り組み事例の紹介など
- セミナー２ トラック運送業の取引の適正化について
  - 荷主と運送事業者間に求められる契約の書面化等適正な取引の実施に係る周知など
- セミナー３ 飲料配送研究会報告書の概要について
  - 飲料配送時に関係者間で発生するトラブル等に係る取扱いの説明など
- セミナー４ 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会TDM（物流関係）への取組について
  - 大会開催時の交通混雑緩和を目指す「2020ＴＤＭ推進プロジェクト」の協力のお願いなど

セミナーの様子（昨年度）

東京会場

名古屋会場

大阪会場

自動車運送事業のための「働きやすい職場認証制度」の概要

国土交通省

（正式名称：運転者職場環境良好度認証制度）

評価制度の創設により、職場環境改善に向けた各事業者の取り組みを「見える化」。求職者のイメージ刷新を図り、運転者への就職を促す。また、更なる改善取り組みを促すことで、より働きやすい労働環境の実現や安定的な人材の確保を図る。

＜認証の審査要件＞

中小事業者による申請を容易にし、取組みの円滑な浸透、普及を図る観点から、

① 法令遵守等
② 労働時間・休日
③ 心身の健康
④ 安心・安定
⑤ 多様な人材の確保・育成

の5分野について、基本的な取組要件を満たせば、「1つ星」認証を取得可能。

併せて、自主的、先進的な取組みを参考点として点数化。

※ 参考点は、翌年度以降の「2つ星」、「3つ星」の制度設計に向けた検討材料としても活用。

＜申請者＞

バス（乗合、貸切）事業者
タクシー事業者
トラック事業者

※ 原則 法人単位（都道府県単位での申請も可能）

＜申請方法＞

認証実施団体である「一般財団法人 日本海事協会（CLASS NK）」が受付、審査及び認証手続きを実施。

※ 書類確認、審査委員会による審査の上、認証を実施。
※ インターネットによる電子申請も可
※ 関係書類の保存義務、無作為抽出での事後確認あり。

＜料金（予定）＞

審査料： 5万円（税別）／1申請あたり
（インターネットにより電子申請の場合、3万円（税別）に割引）
登録料： 6万円（税別）／1申請あたり

＜申請受付期間（予定）＞

令和2年9月16日～12月15日

※ 翌年1月以降、審査結果を申請者に通知。

＜認証結果等の活用（予定）＞

厚生労働省と連携し、ハローワークにおける求人票への記載や、認証事業者と求職者のマッチング支援を検討。また、求人エージェントと連携し、先進的な取組みを広く発信予定。

トラック事業における働き方改革の推進

国土交通省

令和2年度予算額：95百万円

- トラック運送事業は他の産業に比べて長時間労働、低賃金の状況にあり、ドライバー不足が深刻な課題。
- このため、労働生産性の向上、多様な人材の確保・育成、取引環境の適正化等に資する事業を実施し、働き方改革による労働条件改善を推進する。

①輸送品目別の取組の強化

＜事業概要＞

- トラック輸送における物流の生産性向上やトラックドライバーの長時間労働の改善のためには、個々の輸送品目ごとに抱える課題等に違いがあることから、輸送品目ごとの課題把握や改善策の検証が不可欠。

①荷待ち件数が特に多い分野で設置した輸送品目別懇談会（加工食品、建設資材、紙・パルプ）において得られた改善策や好事例を全国に展開するとともに、必要に応じて引き続き、課題解決のための検討・検証を実施。

②メーカー（製）、中間流通・卸（配）、小売（販）のサプライチェーン全体での生産性向上が求められるその他の輸送品目についても、課題把握や改善策の検討・検証を実施。

③地方においても協議会等を活用し、各地方の実態を踏まえた改善策を検討・検証するとともに、改善策や好事例の普及・浸透を図る。

30分以上の荷待ち時間が生じた件数（輸送品目別）

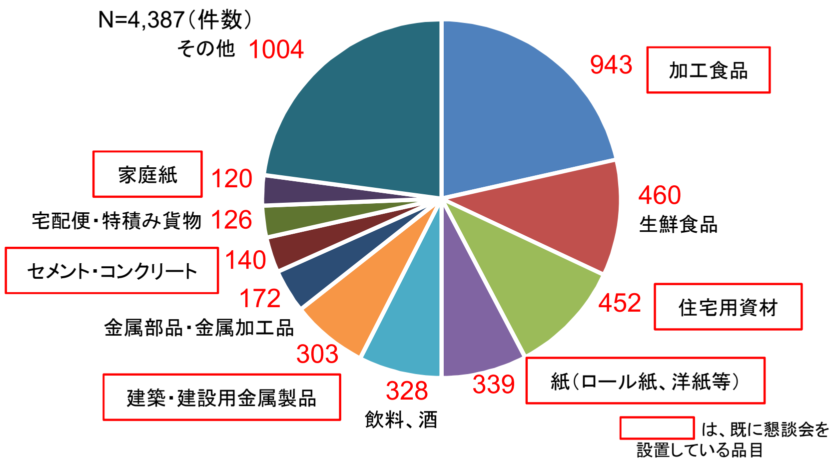

②「ホワイト物流」推進運動の展開

＜事業概要＞

- 深刻化する運転者不足に対応し、産業活動等に必要な物流を安定的に確保するため、荷主、物流事業者等関係者が連携して強力に推進。

（具体的な取組内容）

- 荷主・物流事業者の取組事例の集約及びセミナー等による展開
- 荷主等に対する「「ホワイト物流」推進運動」の参加に向けた呼びかけ
- ポータルサイトの運営　等

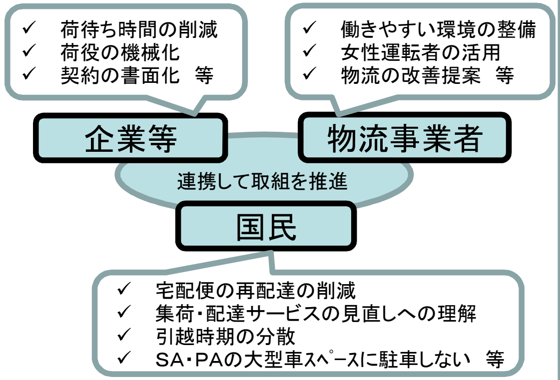

③長時間労働の是正に向けた調査事業

＜事業概要＞

- トラック運送事業の実態調査（荷待ち・荷役・労働時間など）
  - ドライバーの働き方改革を進め、コンプライアンスが確保できるようにするためには、長時間の荷待ち等を発生させないことが重要。
  - デジタルタコグラフの荷待ち記録のプローブデータを用いて荷待ちが多く発生している地域を推定
  - 令和元年6月から乗務記録への記載が義務付けられた荷役作業時間等の状況を把握するための調査を実施
- 生産性向上に向けたIT機器に関する調査事業

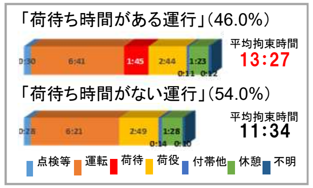

1運行あたりの荷待ち時間の分布

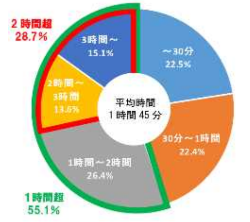

トラック事業における働き方改革の推進

国土交通省

令和3年度要求額　95百万円

概要

- トラック運送業は他の産業に比べて長時間労働、低賃金の状況にあり、ドライバー不足が深刻な状況にある。
- 働き方改革による労働条件改善を推進するため、(1)労働生産性の向上、(2)多様な人材の確保・育成、(3)取引環境の適正化等に資する事業を実施する。

①トラック運送事業の実態把握等【新規】

取組項目：(2)、(3)

＜事業概要＞

平成30年改正後の貨物自動車運送事業法の目的である取引環境適正化の実現に向け、標準的な運賃を令和2年4月に告示したところ、この浸透状況を含む労働実態等について調査・検討を行う。

また、長時間の荷待ちをさせている荷主等の通報制度のさらなる活用方策について検討を行う。

1運行あたりの荷待ち時間の分布

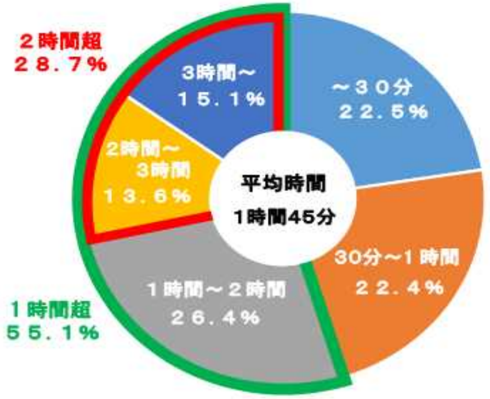

②求貨求車システムの活用による取引環境適正化【新規】

取組項目：(3)

＜事業概要＞

いわゆる求貨求車システムであるWebkit(※)等の民間取引ツールの運用改善を促し、運賃・料金(燃料サーチャージ等)の収受状況改善、多層構造解消等の取引適正化を図るため、民間が持つデータ等の国の施策への活用方策について調査・検討を行う。

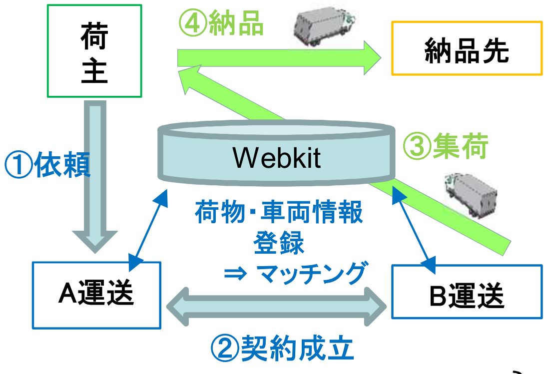

※　自社ネットワークを持たない中小事業者を中心に、荷物の積合せや帰り荷の確保等、荷物とその引受け事業者のマッチングを可能とするシステム(民間(社団))が運営。

③労働条件改善に向けた取組の浸透【新規】

取組項目：(1)、(3)

＜事業概要＞

輸送品目ごとの労働条件改善に関する懇談会や地方協議会において検討してきた課題に対する改善策等について、地域特有の課題に応じた深掘りを行った上で、セミナー等を通じて浸透を図る。

30分以上の荷待ち時間が生じた件数(輸送品目別)

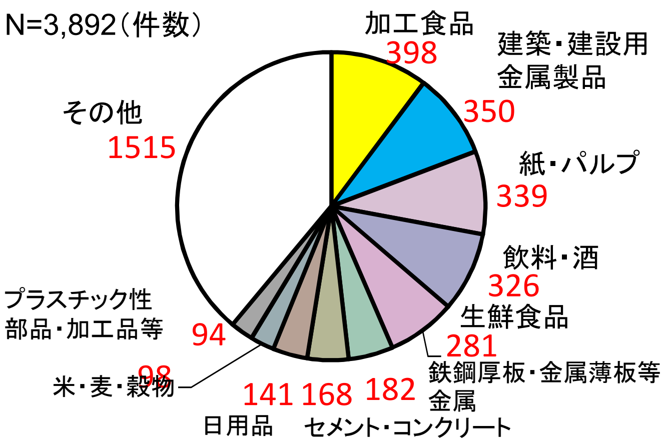

④「ホワイト物流」推進運動の推進【継続】

取組項目：(2)、(3)

＜事業概要＞

深刻化する運転者不足に対応し、産業活動等に必要な物流を安定的に確保するため、荷主・物流事業者等の関係者が連携し、「ホワイト物流」の取組をさらに推進する。

(具体的な取組内容)

- ✓ 荷主・物流事業者の取組事例の集約及びセミナー等の展開
- ✓ 荷主等に対する「ホワイト物流」推進運動の参加に向けた呼びかけ
- ✓ ポータルサイトの運営　等

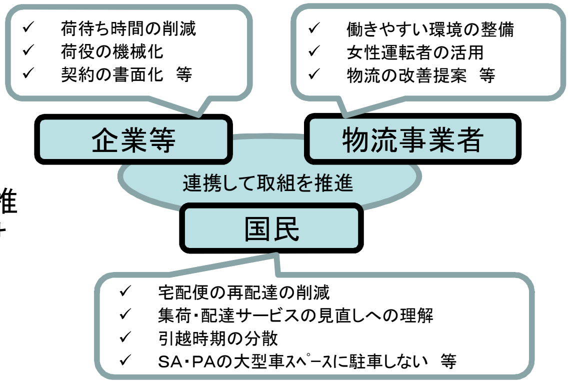

受付
第418号
-2.8.-7

基政発0807第1号
基監発0807第2号
国自貨第30号
令和2年8月7日

都道府県労働局労働基準部監督課長　殿
各運輸局自動車交通部長等　殿

厚生労働省労働基準局労働条件政策課長
厚生労働省労働基準局監督課長
国土交通省自動車局貨物課長
（公印省略）

令和２年度の「トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」の実施事項について

平成27年度から中央及び各都道府県に設置している「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」（中央に設置している協議会を「中央協議会」、都道府県に設置している協議会を「地方協議会」という。以下同じ。）では、平成28年度から平成29年度まで２か年にわたりパイロット事業（実証実験）を実施し、荷待ち時間や荷役作業の削減等の取組を行い、これにより得られた成果を活用して「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」を策定した。また、平成30年度には「コンサルティング事業」を実施し、パイロット事業の結果等から新たに把握された課題の改善や、これまでの取組のさらなる深掘りに取り組んだ。さらに、令和元年度の「アドバンス事業」では荷待ち件数が特に多い輸送分野（加工食品、建設資材、紙・パルプ）等において、輸送品目ごとの課題整理や改善策の検証を実施し、サプライチェーン全体での課題解決に取り組んだところである。

今後、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」に基づき、自動車運転の業務について令和６年度から時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、自動車運転者の長時間労働の改善と生産性向上の取組を荷主と連携して更に加速させていく必要があり、これまでの中央協議会や地方協議会で取り上げられた課題について、トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一丸となって、解決に向けて取り組んでいくことが重要である。

ついては、今年度の地方協議会において重点的に取り組む事項、関係省庁との連携を強化して取り組む必要がある事項について、下記のとおり通知するので、必要な対応をされたい。

記

1　今年度の重点取組事項について

（１）今年度の輸送分野別の検討について

①　対象輸送分野

各地方協議会事務局（運輸支局、都道府県労働局及び都道府県トラック協会をいう。以下同じ。）は、これまでの地方協議会での課題整理や過去の実証事業（パイロット事業、コンサルティング事業、アドバンス事業）を通じて浮き彫りとなった課題、輸送分野ごとに顕在化している課題等に対し、１つ以上の輸送分野における課題の整理及び課題に対する改善策の活用等を検討すること。検討の対象とする輸送分野（以下「対象輸送分野」という。）は、各地方の状況に応じ、次の（ア）～（エ）のいずれかより選定すること。なお、下記３（１）の実証事業の実施地域を所管する地方協議会は「飲料・酒」を、３（２）の取組の指定があった地方協議会は「生鮮食品（品目は「生乳」に限る。）」を選定すること。

（ア）令和元年度に実施した待機時間・附帯作業に関する調査の都道府県別の結果に基づき、各都道府県における待機時間が特に長い輸送分野（別添資料参照）

（イ）過去の実証事業のフォローアップを実施する必要があると考えられる輸送分野

（ウ）昨年度地方協議会で取り組んだ「加工食品」、「建設資材」及び「紙・パルプ」の中で、各輸送品目別のガイドライン（※）で示した『今後の取組みの方向性』に沿って取組を行う輸送分野

（エ）今年度新たに取り組む「飲料・酒」又は「生鮮食品」の輸送分野

※　本年５月策定「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン　加工食品物流編」、「同　建設資材物流編」、「同　紙・パルプ（洋紙・板紙分野）物流編」、「同　紙・パルプ（家庭紙分野）物流編」

②　対象輸送分野の関係者の参画について

ⅰ）これまでの地方協議会において議論された課題について、運送事業者と荷主による取組を加速化させるとともに、過去の実証事業等を通じて浮き彫りとなった対象輸送分野における課題の解決に向けた取組についての検討が効果的なものとなるよう、荷主との更なる連携強化を図っていく必要がある。

そこで、各地方協議会事務局は、対象輸送分野の発・着荷主を含むサプライチェーン全体の関係者はもとより、地方協議会に現在参画していない荷主企業所管省庁の地方支分部局や荷主団体等について、地方協議会への参画を積極的に働きかけること。

なお、中央（厚生労働省本省及び国土交通省本省をいう。）においても経済産業省や農林水産省と連携し、各地方協議会に荷主企業所管省庁の地方支分部局や荷主団体等が参画するよう働きかけることとする。

ⅱ）地方協議会事務局からの働きかけに当たっては、各地方において課題の多い輸送分野の関係者や影響力の大きい荷主等を中心に、トラック運送事業における長時間労働の実態や荷主等との連携の必要性を丁寧に説明したうえで、地方協議会への参画を打診すること。

ⅲ）各地方協議会事務局は、地方協議会委員の所属する団体の会員事業者や地方協議会に参画する関係者等に対するヒアリングを通じて、荷主と運送事業者の実取引における実態や未解決の課題についての把握・整理を行うこと。特に、荷主と運送事業者の連携によって課題解決が図られた好事例があるか、あるいは、荷主と運送事業者が連携できていない場合にどのような課題があるかについて、重点的にヒアリングを行うこと。

③　対象輸送分野の報告

各地方協議会事務局は、それぞれ各地方協議会事務局を管轄する地方運輸局等に、選定した輸送分野を報告すること。各地方運輸局貨物課等は本年９月30日（水）までに各地方協議会の対象輸送分野について取りまとめたうえで、自動車局貨物課まで報告すること。

④　対象輸送分野と実証事業の関係について

下記（２）の実証事業を実施しようとする地方協議会は、当該実証事業に関わる輸送分野を対象輸送分野として選定すること（そのうえで他の輸送分野も検討の対象とすることは差し支えない。）。

また、下記（２）の実証事業を実施しない地方協議会については、対象輸送分野に係る過去の実証事業や下記（２）の実証事業等を参考に改善策を検討すること。

（２）新たな実証事業について

①　実証事業の実施に向けた調整

本年１月に実施した令和２年度実証事業の実施希望調査において、実証事業の実施を希望した各地方協議会事務局（該当する地方協議会を管轄する地方運輸局等には国土交通省本省から別途連絡する。）は、これまでの地方協議会での課題整理や過去の実証事業を通じて浮き彫りとなった課題、輸送分野ごとに顕在化している課題等に対し、荷主や運送事業者と協同して、各地方の状況に応じた課題解決の方策に向けた実証事業を実施すること。

実証事業の対象集団の選定に当たっては、実施地域におけるサプライチェーンに関係する発・着荷主、元請運送事業者及び下請運送事業者等、実証事業の実施に必要な関係者を選定することとし、特に、着荷主が参画するように努めること。

年度当初に「自動車運送事業市場環境整備推進調査費」を配賦された地方運輸局等においては、コンサルティング業務を受託する事業者（以下「受託業者」という。）との契約など必要な調整を進めること。

実証事業の実施を希望する各地方協議会事務局は、事業の実施を希望する対象集団、実施地域、実施内容、実施希望時期の調整結果を地方協議会に諮ったうえで、各地方協議会事務局を管轄する地方運輸局等に報告すること。

地方運輸局等は本年９月30日（水）までに各地方協議会で実施する実証事業について取りまとめたうえで、自動車局貨物課まで報告すること。

② 実証事業の検討体制

実証事業を実施する地方協議会を管轄する地方運輸局等は、上記①の自動車局貨物課への報告を完了させたうえで、適切な方法により受託業者と契約すること。

各地方協議会事務局は、対象集団を構成する事業者及び受託業者等と連携を密にして、問題点の把握や改善方法の検討・提案等を行うこと。また、地方協議会は対象集団に対して、トラック運転者の長時間労働の改善に向けて、荷主や運送事業者の生産性向上や取引適正化が図られるよう必要な助言等を行うこと。

③ 実証事業の実施内容

実証事業の実施内容は、これまでの地方協議会での課題整理や過去の実証事業を通じて浮き彫りとなった課題、輸送分野ごとに顕在化している課題等について、サプライチェーン全体で課題解決に取り組むもの、地域特有の輸送品目や課題が顕在化している輸送品目に関して取り組むもの、影響力の大きい荷主と連携して課題解決に取り組むべきものに区分して実施内容を調整することが望ましい。

また、受託業者が改善策を提示する際には、当該改善策の実現可能性やその実現のための所要期間、費用対効果の見込みについても提示させることで、荷主と運送事業者の費用負担面や労務負担面も考慮した取引環境の適正化等を促すものとする。

④ 実証事業の公表・展開策

実証事業の取組内容は、地方協議会で共有し公表する予定であることについて、参画する荷主や運送事業者の了解を必ず得ること。なお、公表に当たっては、匿名としても差し支えない。

また、実証事業において得られた知見については、実証事業の概要として「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン事例集」への追加掲載を予定しているが、地方協議会においても、実証事業の対象集団以外の者への改善策の共有・展開について、効果的な方策を検討すること。

2 重点取組事項のＰＤＣＡについて

上記１（１)、(２）の今年度の重点取組事項が、令和６年度から適用される時間外労働の上限規制に向けて効果的な取組となるよう、各地方運輸局等は管轄する各地方協議会の取組について、別添様式を用いてＰＤＣＡサイクルによる継続的な改善を行うこと。地方運輸局等は取りまとめた別添様式を令和３年４月末日までに自動車局貨物課に報告すること。

3 国土交通省本省の輸送品目別の取組との連携について

（1）飲料・酒

「飲料・酒」については、有識者、サプライチェーンの関係者が参画する会議体を立ち上げ、その中で課題の把握、実証事業の実施、課題解決方策の検討等を行うこととしている。この会議体は、実証事業を実施する地域を所管する地方協議会を活用

することとし、自動車局貨物課と当該地方協議会を運営する運輸支局等が共同事務局となって取り組むこととする。なお、会議体への「飲料・酒」物流に係る関係者の参画調整及び実証事業の対象集団の決定については自動車局貨物課が主体的に取り組むこととし、会議体に係る費用及び実証事業に係る費用については国土交通省の本省予算を活用する。

（２）生鮮食品

「生鮮食品」については、農林水産省主催の「食品流通合理化検討会」の取組を勘案しつつ、国土交通省単独の取組として、荷待ち時間調査の結果、生鮮食品の中で最も荷待ち件数が多かった「生乳」を対象とする。

「生乳」に係る取組地域は、国土交通省本省においてヒアリング等を実施のうえで絞り込むことを考えており、その結果を踏まえて取組を行う地方協議会を国土交通省本省から指定する。指定された地方協議会は、国土交通省本省とも連携しつつ、「生乳」に係る課題の把握、実証事業の実施、課題解決方策の検討を行うこととする。なお、実証事業に係る費用については国土交通省の本省予算を活用する。

4　トラック運送事業者に対する労働時間等説明会について

今年度も、トラック運送事業者に対する改正労働基準法等の内容を含む労働時間に関する法制度等の周知や理解の促進に向けて、労働基準監督署において労働時間等説明会を開催することとしているので、説明会の内容や進め方等について地方協議会の場を活用する等により、必要な意見交換を行うこと。なお、意見交換については、都道府県労働局が主体となって行うこととする。

5　周知事項について

（１）新型コロナウイルス関連

未曾有の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で、エッセンシャルワーカーとして物流を支えている運送事業者に対して赤羽国土交通大臣のメッセージを紹介するなど謝意を表明するとともに、全日本トラック協会が作成した「トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」や雇用調整助成金をはじめとした各種支援メニューについて周知を行うこと。

（２）標準的な運賃

「標準的な運賃」の告示（※）を契機として荷主と運送事業者の「取引の適正化」を図るためには、運送事業者が「標準的な運賃」の趣旨を理解するだけでなく、荷主をはじめとした物流に携わる者においても、ドライバーの人件費をはじめ、法令を遵守して持続的に運送事業を行っていくうえで必要となるコスト等のあり方について、理解を得ることが不可欠であることから、「標準的な運賃」について地方協議会の場においても地域の荷主や運送事業者等に対する積極的な周知を行うこと。

※　一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃を定めた件（令和２年国土交通省告示第 575 号）

（３）「ホワイト物流」推進運動

「ホワイト物流」推進運動については、本運動をさらに推進し、より多くの企業に、とくに各地方において影響力の大きい荷主企業に本運動へ参画いただけるよう、引き続き地方協議会の場においても地域の荷主や運送事業者等に対する積極的な周知及び参画の呼びかけを行うこと。

また、国土交通省が「『ホワイト物流』推進運動ポータルサイト」（https://white-logistics-movement.jp/）を開設していることについて引き続き周知を行うこと。

（４）「加工食品」「建設資材」「紙・パルプ」物流ガイドライン

加工食品、建設資材、紙・パルプの各輸送品目別にとりまとめられたガイドラインについては、厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省の各本省の担当課室の連名で関係する業界団体に対して本年６月に周知の依頼を行ったところであるが、地方協議会においても、地方協議会の委員や各輸送品目に係る業界団体等を通じた周知・浸透を図ること。なお、ガイドラインにおいては、輸送品目ごとに示している課題や改善策が異なるため、関係者への周知に当たっては、効果的に情報提供するよう留意すること。

なお、国土交通省本省においては、「ホワイト物流」推進運動の更なる周知や、運動に参画する企業・運送事業者の取組事例の紹介等を行うためのセミナーを今年度も開催する予定であり、当該セミナー等を活用し、ガイドラインの周知を図っていくこととしている旨申し添える。

（５）運転者職場環境良好度認証制度（働きやすい職場認証制度）

今秋に開始予定としている本制度について、制度の認証実施団体である一般財団法人日本海事協会が情報提供のためにウェブサイト（https://www.untenshashokuba.jp/）を開設しているところであり、多くのトラック運送事業者に申請していただけるよう、地方協議会の場においても本制度について積極的な周知を行うこと。

（６）トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

厚生労働省において、荷主・運送事業者・国民向けに、昨年９月に「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」（https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/）を開設したところであり、地方協議会の場においても地域の荷主や運送事業者等に対する積極的な周知を行うこと。

石川県地方協議会の取り組み状況

資料3

○「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けた説明会」

日　時：　令和２年１２月４日（金）　１４：００～１５：５０
場　所：　金沢市（石川県地場産業振興センター）
参加者：　荷主：７社　８名　　事業者４０社　４４名

【説　明　内　容】

○労働時間法制を踏まえた取引環境の改善について
【対象：荷主関係企業、トラック運送事業者】

○標準的な運賃の告示について
【対象：トラック運送事業者】

・他の産業と比べトラック運転者は労働力不足と労働時間が長いことや、脳・心臓疾患の労災補償が増えていることなどの背景を踏まえ、労働環境の改善に荷主企業の協力が欠かせないことを説明、協力を呼び掛けた。

・本年4月24日告示された「一般貨物自動車運送事業の標準的な運賃」について、制度の概要について説明した。

『荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けた説明会』の様子

・「加工食品」、「建設資材」、「紙・パルプ」物流ガイドライン資料について、トラック運送事業者２００社のほか荷主企業１００社に配付して周知を図った。

適正取引の推進及び長時間労働の是正に向けた要請行動

実施日　：　令和２年１１月２６日（木）、３０日（月）

実施主体：　トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会
（厚生労働省石川労働局・国土交通省石川運輸支局・一般社団法人石川県トラック協会）

要請先　：　一般社団法人石川県経営者協会（金沢市尾山町）　石川県商工会議所連合会（金沢市尾山町）
石川県商工会連合会（金沢市鞍月）　石川県中小企業団体中央会（金沢市鞍月）

目　　的：　トラック運送事業の物流機能の維持と働き方改革・コンプライアンス確保に向けての課題解決のため告示された「一般貨物自動車運送事業の標準的な運賃」への理解と協力及び会員企業への周知に協力を求めるもので、今回の要請行動においては、要請文書、パンフレット等を通じて、関係する荷主団体の会員に対する周知を依頼した。

各団体への要請資料：

- 要請文書
- リーフレット2種類
  『トラック輸送における「標準的な運賃」が定めらました。』
  『トラック運転者のために、いま、取り組んで欲しいことがあります！トラック運転者の長時間労働に向けたポータルサイト』

荷主関係4団体に要請

トラック事業者の取引適正化で

県地方協議会

北陸信越運輸局石川運輸支局、石川労働局、石川県トラック協会で構成される「トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会」はこのほど、石川県経営者協会や県商工会議所連合会、県商工会連合会、県中小企業団体中央会の荷主関係4団体を訪れ、トラック事業者のコンプライアンス確保に向けた要請活動を行った。

要請したのは、石川運輸支局の新田明生首席運輸企画専門官、石川労働局の野田宏労働基準部監督課長、県トラック協会の天田敏勝事務局長ら。県経営者協会では橋本政人専務理事に対し、要請文と今年4月に国土交通省により告示された標準的な運賃の周知用リーフレットを手渡した。

同協議会では、他の産業に比べ、トラック運送業の長時間労働、低賃金などが運転者不足の課題になっていることを踏まえ、取引の適正化による労働条件の改善には荷主の理解と協力が不可欠としており、各経済団体、傘下会員への周知に協力を求めた。

県地方協議会による荷主団体㊨への要請活動

令和２年１２月３日
「日刊建設工業新聞」

適正取引の推進及び長時間労働の是正に向けた要請行動

国土交通省

令和２年１１月２６日

一般社団法人石川県経営者協会会長
髙松　喜与志　殿

トラック輸送における取引環境・労働時間改善
石川県地方協議会事務局

国土交通省北陸信越運輸局石川運輸支局長
梁取　利男

厚生労働省石川労働局長
武隈　義一

一般社団法人石川県トラック協会会長
久安　常信

トラック事業者のコンプライアンス確保に向けたご理解とご協力へのお願い

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

トラック運送業においては、運転者の労働環境は他の産業と比べて長時間労働・低賃金の状況にあり、運転者不足が大きな課題となっています。我が国の国民生活や産業活動を支える物流機能を滞らせないためには、トラック運転者の長時間労働を前提とした働き方を改め、コンプライアンスを確保できる環境整備が求められます。

そのためには、取引の適正化を通じて運転者の労働条件が改善され、持続可能な物流を実現することが重要であり、荷主のご理解とご協力が必要不可欠です。

こうした状況を踏まえ「貨物自動車運送事業法」が改正され、国土交通大臣が望ましい適正な運賃水準を標準的な運賃として告示する制度が創設され、トラック運送事業者の適正な運賃収受の下支えとなる環境を整備することにより、トラック運転者の労働条件を改善し、安定的かつ持続的な物流を確保するため、本年４月２４日に標準的な運賃を告示したところです。

トラック運転者には、令和６年度から年間９６０時間の時間外労働の上限規制が適用されること等を踏まえ、運転者の労働条件を改善し、トラック運送業が法令を遵守して、持続的に事業を行っていくための参考となる運賃を示すことが効果的あるとの趣旨により設けられたものです。

つきましては、物流機能の維持とトラック運送事業者の働き方改革・コンプライアンス確保に向けて今般の告示の趣旨についてご理解いただき、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

【お問合せ先】
（リーフレットや制度改正について）
〇国土交通省　北陸信越運輸局　石川運輸支局　輸送･監査部門　℡076－208－6000
〇厚生労働省　石川労働局　労働基準部　監督課　℡076－265－4423
〇一般社団法人　石川県トラック協会　℡076－239－2511

トラック輸送の「標準的な運賃」が定められました

～持続可能な物流を実現し、荷主の皆さんの輸送ニーズに適確に対応するために～

令和２年４月、国土交通大臣によりトラック運送業の「標準的な運賃」が告示されました。

トラックドライバーの労働条件の改善・ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行う上で参考となる運賃を国が示したものです。
トラックドライバーは、新型コロナウイルス感染拡大の状況の中でも、エッセンシャル・ワーカー（※）として経済を支えています。

荷主の皆様におかれましては、持続可能な物流の実現に向けて、引き続きご理解・ご協力をお願いいたします。

（※）英語で「不可欠な」を意味するエッセンシャルと、ワーカー（労働者）を組み合わせた言葉。

北陸信越運輸局 石川運輸支局
一般社団法人 石川県トラック協会

「標準的な運賃」が告示されました

持続可能な物流の実現に向けて、取引の適正化・労働条件の改善を進めます

〇　経済活動・国民生活を支えるトラック運送業の健全な発達を図るため規制の適正化を図るほか、その業務について、令和６年度から時間外労働の限度時間が設定される（＝働き方改革法施行）こと等を踏まえ、その担い手であるドライバーの不足により重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急にドライバーの労働条件を改善する必要があること等に鑑み、平成３０年に議員立法により貨物自動車運送事業法が改正され、①「規制の適正化等」、②「荷主対策の深度化」、③「標準的な運賃の告示制度」が措置・創設されました。

【改正貨物自動車運送事業法の主な内容（抄）】

１．規制の適正化等　【令和元年11月１日施行】

① 欠格期間の延長等　⇒　法令に違反した者等の参入の厳格化
② 許可の際の基準の明確化　⇒　車両点検や経済的基礎について、適切な計画・能力を有する旨を要件として明確化
③ 約款の認可基準の明確化　⇒　荷待時間等の見える化を図り、対価を伴わない役務の発生を防ぐために基準を明確化

２．荷主対策の深度化　【令和元年７月１日施行】
【令和５年度末までの時限措置】

トラック事業者が、荷主の依頼に基づいて法令違反の原因となるおそれのある行為をしている疑いがある場合、国土交通大臣が荷主を所管する関係行政機関の長と連携し、荷主に対して働きかけ等を行う。

不適切な荷主等に関する情報は、下記ＱＲコードから、国土交通省HPを通じてご提供ください。↓

３．標準的な運賃の告示　【令和元年１２月１４日施行】（運賃の告示は令和2年４月２４日）
【令和５年度末までの時限措置】

【背景】　荷主への交渉力が弱い等
①必要なコストに見合った対価を収受しにくい
②結果として法令遵守しながらの持続的な運営ができない

⇒ **標準的な運賃の告示制度の導入**

法令遵守して運営する際の参考となる運賃が効果的

トラック運転者のために、いま、取り組んで欲しいことがあります！

トラック運転者の長時間労働が問題になっています。
今こそ、荷主と運送事業者が協力しあって、トラック運転者の労働時間短縮に取り組むことが必要です。
皆さまの取組に役立つ様々な情報を、「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」に集めました！

トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/

国民のみなさまへ

企業のみなさまへ

厚生労働省

今後公開予定のコンテンツは、裏面に！

(2020/07)

トラック運送事業者と荷主の適正取引に向けた広報事業実施報告について

国土交通省

1　概　　要　「一般貨物自動車運送事業の標準的な運賃」の告示に伴い、トラック運送事業者と荷主の適正取引に向けたテレビCMを放送した。

2　放送期間　令和２年10月１９日（月）～ 令和2年12月31日（金）
※　主に６：00~8：00・20：00~24：00 の時間帯（計３８７回）

3　放 送 局　地上波４局（テレビ金沢、北陸放送、北陸朝日放送、石川テレビ）

4　内　　容　「一般貨物自動車運送事業の標準的な運賃が告示されたこと及び適正な収受」

5　そ の 他　インターネット広告を活用し、Youtube上での配信を行うとともに、昨年放送した「異常気象時の運行強要編」を12月に併せて放送した。

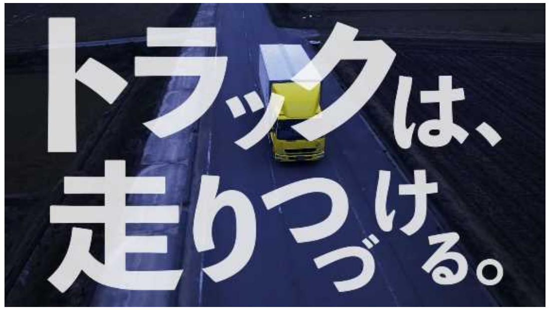

（CM内容）

『トラックは走り続ける』

『物流はとめない』　*『国土交通省から標準的な運賃が告示されました。』*